

## 上海自由貿易試験区と地場企業の動向（特集 中国の自由貿易試験区 -- 現状と展望）

著者	丁 可
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	249
ページ	20-23
発行年	2016-06
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00039550">http://doi.org/10.20561/00039550</a>

# 上海自由貿易試験区と 地場企業の動向

丁可

本稿では、上海自由貿易試験区（以下、上海自貿区）における地場企業の動向に焦点を当てたい。

二〇一五年に、上海自貿区では一万八〇〇〇社の企業が新設された。そのうち、地場の新設企業数は一万四四〇〇社に上っており、全体の八〇%を占めている<sup>(1)</sup>。地場企業の状況を検討することによって、上海自貿区の実際の進捗状況と政策効果を窺い知ることができると。

周知のように、上海自貿区は、貿易と名乗っていないながら、サービス貿易の自由化以外に、行政改革、金融改革といった重要な機能も担っている。この状況を反映して、地場企業の発展にとっても、上海自貿区は、様々な面において重要な役割を果たしている。以下では、①起業と創業の促進、②対外直接投資の拡大、③越境電子商取引の

展開、という三つの面に焦点を絞って、上海自貿区の役割を検討していきたい。

## ● 起業と創業の促進

上海自貿区では、民間企業の起業と創業に有利な環境を提供するべく、様々な政策が打ち出されている。その代表的なものは行政審査手続きの簡素化と、ハイテク分野のスタートアップ企業に対する新たな融資制度の構築である。

中国では企業を新設するにあたって多くの行政機関によって煩雑な審査手続きが行われなければならない。世界銀行の発表する各国のビジネス環境の便利さを反映する *Doing Business 2015* という報告書によると、中国は経済成長率の高さにもかかわらず、ビジネス環境の総合順位は全一八九カ国中、第九〇位という低水準にあると指

摘される。なかでも、「企業設立」という項目に関しては、順位が一七八位となっており状況が深刻である。

これを受けて、上海自貿区では、行政改革の一環として審査手続きの簡素化に取り組んだ。上海市府は、市レベルで審査すべき項目の多くの権限を自貿区に付与した。具体的に見ると、二〇一五年に、上海自貿区管理委員会で行う行政審査事項は四五五項目あったが、そのうちの一五一項目は市政府から権限を委譲されたものである。これらの自貿区レベルで対応すべき審査項目に対して、自貿区管理委員会は三つの形で手続きの簡素化を図った。まず、公共安全と生産安全に関係のない一四項目に對しては、形式審査という形で四八時間以内に審査を終えるように変更した。次に、二二二の審査

項目については、審査書類の減量化、審査時間の短縮、インターネットを活用した審査などを推進した。さらに、残りの項目については、審査結果の予測可能性を高めるべく、必要書類、合格条件、手続きの流れの明示化を図った<sup>(2)</sup>。これらの措置を踏まえて、二〇一六年には、さらに一六六の審査項目について、審査の取り消しや届け出制への切り替え、審査手続きの透明性の向上といった形で改革が推進される予定である<sup>(3)</sup>。冒頭で述べた自貿区における企業の旺盛な創業は、まさしくこのような改革措置と密接に関連している。

一方で、上海自貿区ではとくにハイテク分野のスタートアップ企業を支援するために、特別な融資制度の改革が試みられている。自貿区内の張江ハイテクパークは上海で創業支援施設が最も充実している地域である。域内には三〇のインキュベーターが立ち上がっており、集積回路、コンテンツ、「インターネット+」産業（インターネットを活用した伝統産業）などの企業が入居している<sup>(4)</sup>。上海自貿区では、これらの企業を支援するために、「投資聯動」

と呼ばれる新しい融資制度を確立しようとしている。「投貸聯動」

とは、銀行がハイテク型スタートアップ企業に対して、融資を行うとともに、出資を通じて株式も取得する方式である。通常、シードステージにあるスタートアップ企業は経営が不安定で、銀行からほとんど融資を受けられない。しかし、「投貸聯動」制度を活用すれば株式から生まれた収益で融資のリスクを一部カバーできる。そのため創業初期の企業でも比較的容易に融資を受けられるようになる。銀行はまず子会社もしくは連携関係にあるベンチャーキャピタルを通じてスタートアップ企業へ出資する。その後、企業に対して徐々に融資を増やしていく。

上海自貿区では、二〇一五年六月に中国銀行が率先して張江ハイテクパーク開発株式会社と「投貸聯動」について連携を始めた。二〇一五年末になると、上海自貿区において九つの銀行は「投貸聯動」方式を用いて一〇五社のハイテク型スタートアップ企業を対象に、一〇億二〇〇万円の融資を行った。これらの試験的な融資に進展がみられた段階で、自貿区では正式な改革案として「投貸聯動」

を導入するとみられる<sup>(5)</sup>。

### ● 対外直接投資の拡大

上海自貿区の第二の役割は、中国企業の海外進出の制度的障壁を大幅に引き下げたことである。二〇一三年末の統計によると、それまでの浦東新区の対外投資プロジェクト数は累計五七二であり、なかでも中国企業による投資総額は五五億五六〇〇万ドルで上海市全体の一〇％を占めていた。上海自貿区が成立した後、二〇一四年だけで、浦東新区の中国企業の対外投資額は五六億二一〇〇万ドルに上っており、二〇一三年までの累計額を上回っていた<sup>(6)</sup>。そして、二〇一五年になると、自貿区では六三六の対外投資のプロジェクトが立ち上がっており、うち中国企業による投資額は二〇一四年の五・五倍に相当する二二九億ドルにまで爆発的に拡大していた。上海自貿区の対外投資額は、中国全体の七％も占めている<sup>(7)</sup>。対外投資の業種は、情報ソフトウェア、不動産、製造業と商業など、幅広い分野に及んでいる。また、投資先としてはアジア（五〇％）、北米と南米（三〇％）、ヨーロッパ（二〇％）の順となっている<sup>(8)</sup>。

上海自貿区での対外投資が爆発的に伸びた背景としては、三つの制度的要因を指摘できる。まず、自貿区では設立の当初から投資管理体制の改革を行ってきた。自貿区企業の対外投資に関しては、ネガティブリスト方式が導入された。事前の審査制度から、事後的にモニタリングを行う届け出制へと、制度変更が行われたため、複数の部署に跨る数カ月にも及ぶこれまでの複雑な審査は、自貿区管理委員会にて一元的に実施することになった。書類に不備がなければ、三営業日以内に、海外での投資や企業設立に関する許可書を手に入れることができる<sup>(9)</sup>。

届け出制の導入に続いて、上海自貿区では自由貿易アカウント（FTAアカウント）の設立も認められるようになった。FTAアカウントにおいては、人民元と外貨が同じルールの下で管理される。そのメリットは大きく二つ挙げられる。第一に、対外投資の際に必要な越境決済が人民元もしくは各種外貨にて自由に行える点である。現時点では、FTAアカウントを使って経常項目と直接投資項目での越境決済が可能になったが、将来的には資本項目下の越境決済（た

とえば、海外資金による中国の株式市場への投資、もしくは中国資金による海外の株式市場への投資）もできるようになる<sup>(10)</sup>。第二に、海外からの資金調達が便利になった点である。FTAアカウントの管理制度の下で、企業や金融機構は海外から金利の安い資金を借り入れることが認められている。このことは、海外での企業買収や子会社設立時の資金コストの引き下げに有利である。二〇一五年一二月七日までの統計によると、上海自貿区設立以来、海外からの融資総額は一一五〇億元に達しており、うち人民元借入額は二六〇億元となっている、と報告されている<sup>(11)</sup>。

さらに、上海自貿区では企業の対外投資をサポートするために、さまざまなサービス体制も構築されてきた。二〇一四年九月二日に、上海自貿区の海外投資サービスプラットフォームがスタートした。このプラットフォームは、融資、保険、コンサルティングの機能を備えており、中国企業の海外投資を全面的にサポートしている<sup>(12)</sup>。そして、一年後の二〇一五年九月二八日には、民間企業を中心に中国（上海）自由貿易試験区海外投

資サービス連盟が設立され、自貿区企業の海外進出がより便利になった<sup>153)</sup>。

## ●越境電子商取引の展開

上海自貿区の三つ目の役割は、越境電子商取引（越境E C）の展開に非常に有利な環境を提供したことである<sup>154)</sup>。二〇一五年一〜七月、上海自貿区の保税區を利用した越境E Cの取引件数と取引高はそれぞれ前年比四六・七倍と一〇九・二倍拡大しており、自貿区の各種業務のなかで、最も高い伸び率をみせている<sup>155)</sup>。このことから、越境E Cは上海自貿区の目玉事業になっていることがわかる。

越境E Cは近年、中国で急速に成長を遂げている。中国の貿易に占める越境E Cの割合は、二〇〇八年（四・四％）から二〇一四年（二四・四％）まで、一〇ポイントも上昇している。その主体は輸出のほうだが、人民元の切り上げと高付加価値消費財へのニーズの拡大によって、最近、輸入額は急増している。越境E Cに占める輸入の割合は、二〇〇八年の四・二％から二〇一三年には一一・二％へと増えている<sup>156)</sup>。

越境E Cの輸入は、当初、個人による輸入代行、いわゆるC 2 C（個人対個人）の形で展開されていた。しかし、脱税や偽物商品の問題が多発しており、中国政府としてはこれをより正規なB 2 C（企業対個人）の形に転換しなければならなかった。しかし、B 2 C取引を推進するためには、外国商品を低コストかつ効率的に販売できる経済特区のような環境が必要だった。こうした状況のなかで、自貿区では創設当初から、越境E Cの推進が重要な目標として掲げられていた。

上海自貿区では、これまで跨境通（K J T）という上海市に所属する国有のインターネット通販サイトに越境E Cに関する独占的な経営権を付与していた。二〇一三年九月に設立されたK J Tでは、薬品と生鮮品以外の消費財はほとんど輸入が可能になっている。K J Tサイトを活用するメリットとして、以下の五点が挙げられる。まず、海外の企業は中国で企業登録をしなくても、中国市場開拓が可能になったという点である。K J Tでは、出店企業が税関に届け出ることを要求している。また外国企業による単独の出店を認め

ておらず、ショップの運営やアフターサービスを引き受ける中国側のパートナーの存在を要求している。この制度の影響で、最近、中国側パートナーの業務を専門に引き受ける地場企業が多数現れており、また、海外で越境E Cに携わる華人企業の多くも、相次ぎ自貿区へ進出するようになった。

K J Tを利用する第二のメリットは、商品の輸送時間の大幅な短縮と輸送コストの軽減化が図られた点である。K J Tを利用して越境E Cを行う場合に、二通りの商品の輸送方式が考えられる。ひとつは、海外の業者から直接、郵送にて中国の消費者に商品を届ける方式である。この場合に、自貿区では倉庫を持つ必要がなく（すなわち在庫リスクを負うことなく）、通関の手続きを行うのみとなっている。ただし、この方式は商品の輸送時間が比較的長く、日本からの場合は一週間から一〇日程度かかる」と指摘されている。一方で、自貿区の保税區で倉庫を持ち、在庫を抱えているながら商品を届ける方式もある。K J Tは後者の方式に対応するオンライン受発注システムの開発にかなり力を注いでおり、三〇〇〇万円も投資していた。

このシステムでは、倉庫に指示を出してから商品を出荷させるまでに、わずか一日しかかからない。通関手続きに必要な時間もカウントすると、発注した後、最短二日で商品が消費者の手元に届く。二〇一五年、K J Tの海外からの直接郵送による取引高は一億二二〇〇万元だったが、自貿区の保税區にある倉庫を活用した方式の取引高は三億一七〇〇万元にも達していた<sup>157)</sup>。

K J Tを利用する第三のメリットは、通常の輸入に必要な税金（関税、増値税）や諸費用が節約できる点である。上海自貿区では、一時期、これらの税金や諸費用の代わりに、比較的税率の安い「行郵税」という税金だけを徴収しているが、食品、美容、文具、楽器などの場合は税率が一〇％になっていた。そして、税金が五〇元以下の場合、免税という扱いになっていた。ただ二〇一六年四月以降、行郵税は取り消された。関税は依然として無料だが、増値税と消費税は既存税率の七割で徴収される模様である。

K J Tを利用する第四のメリットは、通関に関連する煩雑な手続

きを行う必要がない、という点である。これまで、中国では輸入商品に対して商品検査、輸入許可や衛生許可の取得の中国語商品ラベルへの張替えなどが厳しく求められていた。多品種少量の越境ECの商品にとつて、これらの手続きはコストが高いうえに、多くの時間も費やさなければならなかった。それに対して自貿区のなかで発生する消費活動は、外国での購買行為とみなされるので、輸入に関連する諸手続きは必要ない。

KJTを利用する第五のメリットは、代金回収のリスクが存在しない点である。KJTサイトでは、商品代金の入金が確認できた後、出荷を実施することになっている。その後、外国企業との間でドルや円建てで決済を行う。したがって、いままでも中国の国内販売でポトルネットになっていた代金回収の問題が完全に解消されることになる。中国では、越境ECの発展を促進するために、自貿区が立地する都市（上海、天津、広州、深圳）とともに、それ以外の一部の都市（杭州、蘇州、重慶、合肥、鄭州、成都、大連、寧波、青島）でも、前記のような優遇措置を認めている。いずれの都市でも、基本的に

政府の主導の下でKJTのような国有ネット通販サイトを立ち上げているが、なかには当該のサイトに独占権を認めない地域も存在している。

（てい）か／アジア経済研究所  
企業・産業研究グループ）

《注》

- (1) 「上海自貿区交『年報』創造上海核心生産総値」（上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一六年二月一七日）の情報に基づき筆者計算。
- (2) 「看似尋常最奇崛——從三個『對比』透視上海自貿区改革新進展」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月二五日。
- (3) 「李克強簽批同意116項行政許可事項先行試驗 上海『証照分離』獲批試點三年」（<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2315/nw4411/u21aw1091792.html>）二〇一六年三月一八日アクセス）。
- (4) 「看似尋常最奇崛——從三個『對比』透視上海自貿区改革新進展」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月二五日。
- (5) 「上海自貿区『先行先試』投資聯動」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一六年二月一五日。
- (6) 「上海自貿区對外投資額超歷年總和、出海橋頭堡是怎麼鍊成的？」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月二九日。
- (7) 「上海自貿区交『年報』創造上海核心生産総値」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一六年二月一七日。
- (8) 「上海自貿区對標國際標準 助企業降貿易成本」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月一八日。
- (9) 「上海自貿区對外投資額超歷年總和、出海橋頭堡是怎麼鍊成的？」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月二九日。
- (10) 「上海自由帳戶你懂多少？」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年九月五日。
- (11) 「上海自由貿易区跨境人民幣結算総額近万億元」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月二八日。
- (12) 「上海自貿区對外投資額超歷年總和、出海橋頭堡是怎麼鍊成的？」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月二九日。
- (13) 「上海自貿区成立境外投資服務聯盟」上海自貿区WeChat公式アカウント、二〇一五年一月九日。
- (14) 以下、越境ECに関する記述は、特別に断らない限り、二〇一六年三月一〇日に実施した上海頂点注艇総経理へのインタビューに依拠している。
- (15) 「自貿区跨境电商迎爆發式增長」（[http://www.sh.xinhuanet.com/2015-10/09/c\\_134694594.htm](http://www.sh.xinhuanet.com/2015-10/09/c_134694594.htm)）二〇一六年三月一八日アクセス）。
- (16) 「二〇一五年中国跨境电商行業市場發展現狀分析」（<http://www.chyx.com/industry/201508/3343399.html>）二〇一六年二月一八日アクセス）の資料に基づき筆者計算。
- (17) 「上海啓動跨境電商示範園區 引來京東蘇寧」（<http://finance.huanqiu.com/roll/2016-03/8711004.html>）二〇一六年三月二九日アクセス）。